

第1回小山町フロンティア推進区域における三来拠点事業（林業エリア）提案募集案内

1. 林業エリアの事業主旨

小山町内陸フロンティア区域林業エリアにおいては、温室効果ガス排出抑制、再生可能エネルギーの活用による持続可能な資源循環型林業の構築、災害に強い強靱な森林づくり、林業の成長産業化等を図ることを目的とする。

林業エリアに木材関連施設等を誘導し、川上～川下の流通の効率化を図ることで地産地消が促進され、町内の森林整備及び森林資源の効果的な活用の促進につなげるとともに、未利用材等についても木質バイオマス資源として全て活用することで、町内において森林資源の循環的な活用を推進するものである。

このため、民間事業提案を求める。

2. 対象区域

- (1) 所在地(地名地番)：静岡県駿東郡小山町上野字姥久保 1019 番 3 他
- (2) 面積：林業エリア面積約 9 ヘクタールのうち、必要とする面積。
- (3) 用途地域：市街化調整区域

3. 提案期間

- (1) 募集案内の公表
令和3年12月24日（金）
- (2) 提案期間（提案書の提出期間）
令和3年12月24日（金）～令和4年1月18日（火）
- (3) 採否の通知
1月下旬

4. 提案事業者の資格

団体の代表者及び団体が、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 団体の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれに準ずべき者、支配人及び清算人が、町長、副町長又は小山町議会の議員である者
- (2) 法律行為を行う能力を有しない者
- (3) 破産者で復権を得ない者
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (5) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた日から起算して2年間を経過していない者
- (6) 国税及び静岡県税並びに小山町税及び料（町営住宅使用料、水道料、下水道料、介護保険料等をいう。）を滞納している者

- (7) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 30 条又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされて、更生手続の開始決定又は再生計画の認可決定がなされていない者
- (9) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）である者又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から起算して 5 年を経過しない者の統制下にある者

5. 提案方法等

- (1) 募集案内の提示
募集案内を令和 3 年 12 月 24 日（金）から農林課で配布及び HP に掲載
- (2) 提出書類
・企画提案書（様式 1）
- (3) 提案書類の提出
令和 3 年 12 月 24 日（金）～令和 4 年 1 月 18 日（火）午前 9 時～午後 5 時までに、農林課に持参又は郵送、メールのいずれかで提出すること。
- (4) 費用の負担
提案に関する費用は、すべて提案者の負担とする。

6. 提案事業者の確認方法

- (1) 確認方法
チームフロンティア小山（ふじのくにフロンティアを拓く取組推進プロジェクトチーム）は、以下の内容に基づき、書面確認を実施する。
- (2) 確認内容
 - ①提案内容趣旨
 - ・町の方針と合致した提案内容となっているか。
 - ・事業が社会的なニーズを満たし、小山町の活性化をもたらすものであるか。
 - ② 事業連携
 - ・木質バイオマス発電所や原木流通センターとの連携など、本エリアの立地特性を生かしたものとなっているか。
 - ③事業計画
 - ・事業計画が具体的かつ実現可能性があるか。
 - ・適切な区画数、敷地規模の検討の外、地権者などの関係権理者の同意取得に向けた準備が行われているか。
 - ④その他
 - ・提案事業実施に伴う、町へ望む連携内容。

(3) 確認結果

確認結果については、提案者に文書で通知する。

(4) 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

- ①申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- ②記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- ③虚偽の内容が記載されているとき。

7. 土地利用、開発行為等

承認後、事業者は地権者との交渉、小山町土地利用対策委員会との協議、開発行為等の申請を行う。

8. 町の役割

地権者及び地元説明会等に係る協力や開発審査会申請への助言など。なお、必要に応じ町と事業者は、連携協定等締結し、協力して事業を進める。

9. 問合せ先

〒410-1395 静岡県駿東郡小山町藤曲 57 番地の 2
小山町経済産業部 農林課 林業班
電話 0550-76-6112 FAX 0550-76-2795
Eメール nourin@fuji-oyama.jp